

## 10 労働時間

### (1) 1日の所定労働時間

**常用労働者（正社員）7時間42分，パートタイム労働者5時間30分**

常用労働者（正社員）の1日の所定労働時間は、平均7時間42分（前年7時間50分）となっている。1日8時間としている事業所は全体の52.5%である。

産業別では、「宿泊業，飲食サービス業」で、1日の所定労働時間が6時間17分となっており一番短い。

1日の所定労働時間は企業規模別では大きな差は見られない。（図9）

パートタイム労働者の1日の所定労働時間は、平均5時間30分（同5時間48分）となっている。（図10）

図9 1日の所定労働時間  
常用労働者(正社員)  
(N=575・事業所割合)

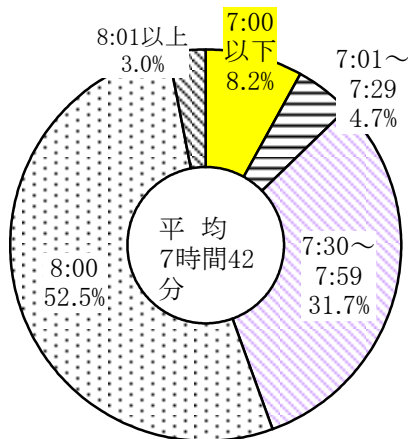
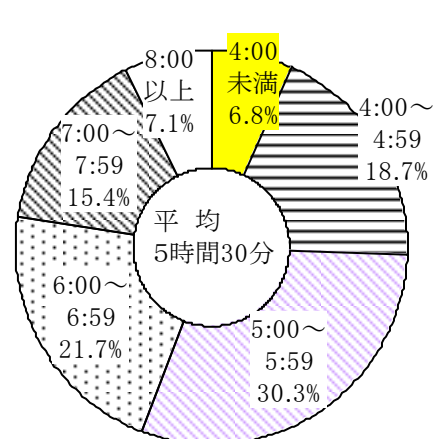


図10 1日の所定労働時間  
パートタイム労働者  
(N=337・事業所割合)



### (2) 1週の所定労働時間

**常用労働者（正社員）39時間6分，パートタイム労働者25時間50分**

常用労働者（正社員）の1週の所定労働時間は、平均39時間6分（前年39時間19分）となっている。1週40時間としている事業所は全体の57.3%である。（図11）

また、パートタイム労働者の1週の所定労働時間は、平均25時間50分（同26時間52分）となっている。（図12）

図11 1週の所定労働時間常用労働者  
(正社員)  
(N = 564・事業所割合)

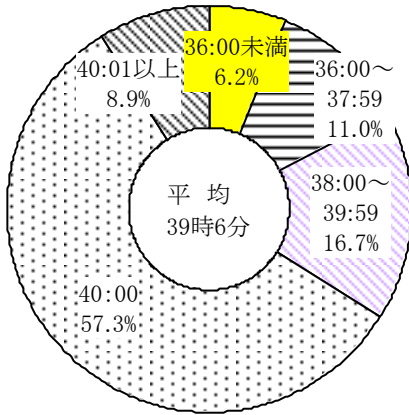
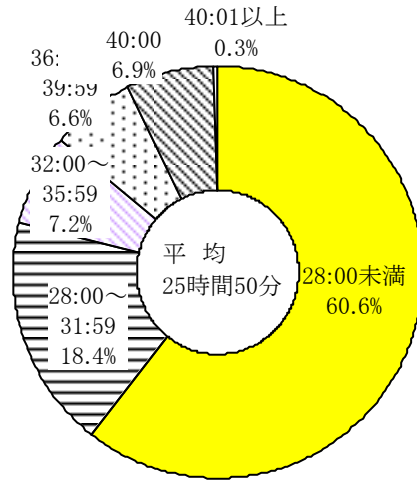


図12 1週の所定労働時間パートタイ者  
(N = 332・事業所割合)



(3) 所定外労働時間

**常用労働者（正社員） 19時間45分，パートタイム労働者 8時間35分**

常用労働者（正社員）の1か月の所定外労働時間の平均は、19時間45分（前年25時間31分）となっている。

産業別では、「卸売業，小売業」が最も長く27時間47分となっている。一方、「不動産業，物品賃貸業」では、7時間54分と短くなっている。（図13）

パートタイム労働者の1か月の所定外労働時間は、平均8時間35分（同9時間37分）となっている。（図14）

図13 1か月の所定外労働時間常用労働者  
(正社員)  
(N = 479・事業所割合)

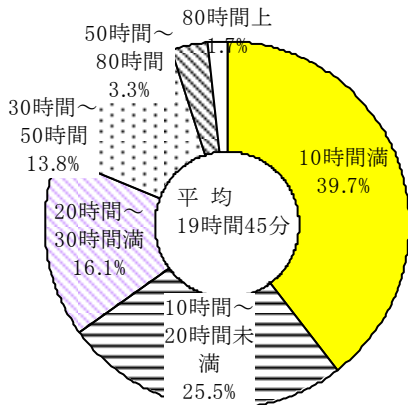
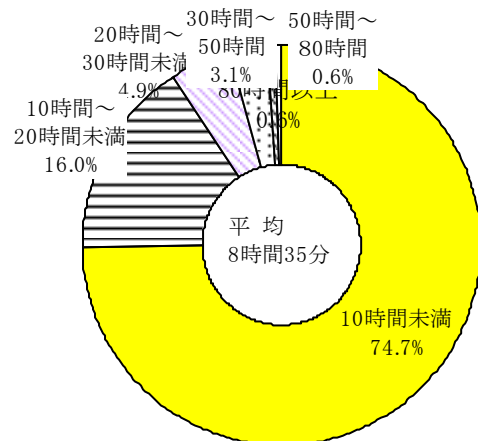


図14 1か月の所定外労働時間パートタイム労働者  
(N = 162・事業所割合)



## 1.1 変形労働時間制

**1年単位の変形労働時間制 48.6%，裁量労働制 3.5%**

変形労働時間制等について調査したところ、「1年単位の変形労働時間制」を実施している事業所は全体の48.6%（前年49.3%）、「1か月単位の変形労働時間制」を実施している事業所は41.6%（同37.8%）、「フレックスタイム制」を実施している事業所は7.1%（同9.1%）、「裁量労働制」を実施している事業所は3.5%（同5.9%）であった。

また、「事業場外労働のみなし労働時間制」を実施している事業所は7.1%であった。

「製造業」、「建設業」では、「1年単位の変形労働時間制」を採用している割合が高く、「宿泊業、飲食サービス業」では、「1か月単位の変形労働時間制」を、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」では「フレックスタイム制」を、「情報通信業」「金融業」では、「事業場外労働のみなし労働時間制」を採用する事業所の割合が高い

表 1.1 変形労働時間制の実施状況（N=596・複数回答）

（単位：%）

		1年単位の 変形労働時間 制	1か月単位の 変形労働時間 制	1週間単位の 変形労働時間 制	フレックス タイム制	裁量労働制	事業場外労働のみなし 労働時間制
全 体		48.6	41.6	2.2	7.1	3.5	7.1
産 業 分 類	建設業	75.5	16.3	2.0	2.0	0.0	6.1
	製造業	78.9	15.8	5.3	7.9	5.3	0.0
	情報通信業	40.0	40.0	0.0	20.0	40.0	20.0
	運輸業、郵便業	68.4	42.1	5.3	0.0	0.0	2.6
	卸売業、小売業	43.4	36.8	0.0	9.2	0.0	18.4
	金融業、保険業	0.0	30.0	0.0	40.0	30.0	20.0
	不動産業、物品賃貸業	28.6	42.9	0.0	14.3	14.3	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	50.0	0.0	0.0	30.0	30.0	10.0
	宿泊業、飲食サービス業	36.4	68.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	71.4	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	教育、学習支援業	73.3	20.0	0.0	0.0	13.3	0.0
	医療、福祉	17.2	81.3	3.1	3.1	0.0	1.6
	サービス業	33.3	51.9	3.7	14.8	0.0	11.1
そ の 他	-	-	-	-	-	-	
規 模 分 類	10～29人	67.4	27.2	6.5	2.2	1.1	3.3
	30～99人	63.2	36.8	2.6	2.6	1.3	2.6
	100～299人	45.2	52.1	0.0	2.7	2.7	2.7
	300人以上	28.3	48.8	0.0	15.7	7.1	15.0

## 1 2 週休制度

**完全週休2日制 60.7%，隔週又は月2回の週休2日制 17.9%**

週休制の実施形態を見ると、「完全週休2日制」を実施している事業所の割合が60.7%（前年60.2%）と最も多く、次いで「隔週又は月2回の週休2日制」が17.9%（同16.4%）となっている。

産業別では、「金融業，保険業」は「完全週休2日制」が100%の導入率となっている。また、「建設業」，「運輸業，郵便業」は，他の業種に比べて「完全週休2日制」を実施している割合が低くなっている。

企業規模別としては，規模が大きくなるほど「完全週休2日制」の導入率が高くなっている。

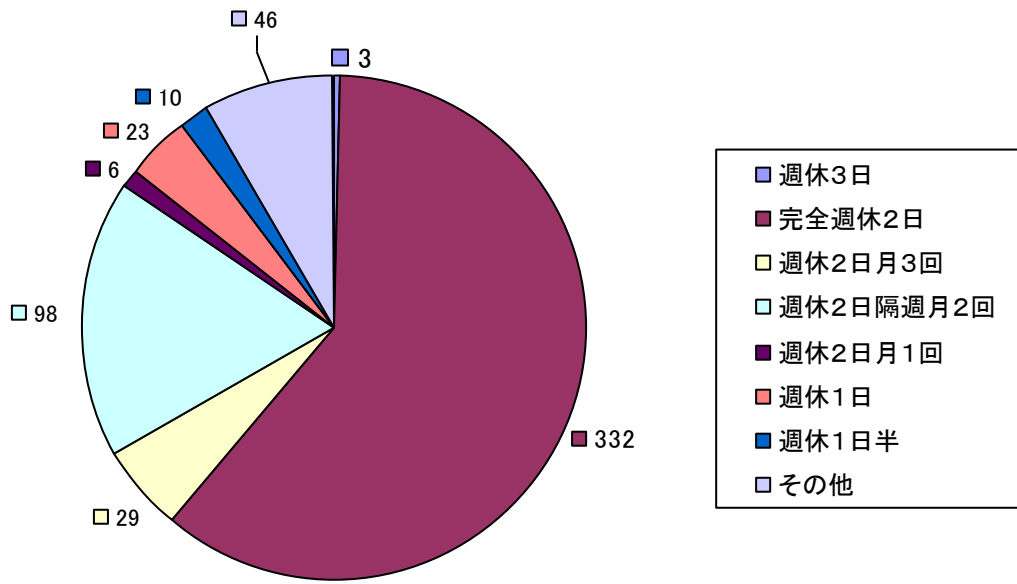
（表12，図15）

表12 週休制の実施形態（N=598・事業所割合）

（単位%）

		採用なし	採用あり	完全週休2日 以上	1日以上 2日未満
全 体		8.4	91.6	61.2	30.4
産 業 分 類	建設業	0.8	13.4	36.3	58.7
	製造業	0.8	9.9	49.2	42.3
	情報通信業	0.0	1.7	90.0	10.0
	運輸業，郵便業	1.5	6.7	40.0	52.5
	卸売業，小売業	1.5	19.1	68.1	19.5
	金融業，保険業	0.0	4.5	100.0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	0.0	1.7	50.0	40.0
	学術研究，専門・技術サービス業	0.2	4.0	83.3	16.7
	宿泊業，飲食サービス業	1.5	2.8	47.1	23.5
	生活関連サービス業，娯楽業	0.5	2.2	53.8	23.1
	教育，学習支援業	0.2	3.3	85.0	15.0
	医療，福祉	0.8	15.4	68.5	21.7
	サービス業	0.5	7.0	61.9	33.3
	その他	-	-	-	-
規 模 分 類	10～29人	2.5	26.1	39.1	55.1
	30～99人	1.8	18.1	59.2	35.2
	100～299人	1.3	17.7	69.8	18.9
	300人以上	2.7	29.8	76.9	12.4

図15 週休制の実施形態(N = 598・単位:事業所)



### 1 3 年次有給休暇制度

**年次有給休暇の平均取得日数（率）は7.7日（27.6%）**

平成28年度（1年間）の常用労働者（正社員）の年次有給休暇の平均取得日数は、7.7日（前年7.4日）で、平均取得率は、27.6%（同26.1%）となっている。

取得率では、「教育、学習支援業」が36.4%（同28.8%）と最も高く、次いで「情報通信業」が34.2%（同25.7%）となっている。

パートタイム労働者の平均付与日数、平均取得日数及び取得率は19.4日（前年17.5日）、7.7日（同7.1日）、39.5%（同40.7%）となっている。（表13）

表13 年次有給休暇（常用労働者（正社員）N=538、パートタイム労働者N=245）

（単位：日，%）

		常用労働者（正社員）			パートタイム労働者		
		平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率	平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率
全 体		27.8	7.7	27.6	19.4	7.7	39.5
産 業 分 類	建設業	24.7	6.8	27.3	19.6	8.6	43.9
	製造業	29.2	9.2	31.7	23.4	9.4	40.4
	情報通信業	26.3	9.0	34.2	14.7	9.7	65.9
	運輸業、郵便業	26.7	8.0	30.0	23.8	7.2	30.2
	卸売業、小売業	30.1	6.5	21.5	21.0	7.9	37.7
	金融業、保険業	29.3	8.3	28.5	21.4	8.0	37.4
	不動産業、物品賃貸業	23.4	6.0	25.6	17.7	8.7	49.1
	学術研究、専門・技術サービス業	30.6	8.8	28.7	17.5	9.0	51.4
	宿泊業、飲食サービス業	26.3	6.7	25.3	19.8	4.5	22.7
	生活関連サービス業、娯楽業	29.4	7.3	24.9	15.3	6.6	43.4
	教育、学習支援業	26.8	9.8	36.4	18.2	7.9	43.5
	医療、福祉	27.0	7.3	27.2	16.4	6.9	42.0
	サービス業	26.9	8.9	33.1	21.2	9.8	46.2
そ の 他	-	-	-	-	-	-	
規 模 分 類	10～29人	22.6	7.9	34.8	17.1	6.9	40.1
	30～99人	29.0	8.2	28.3	19.9	8.3	41.5
	100～299人	29.5	6.7	22.8	19.8	7.5	38.2
	300人以上	30.0	7.8	25.9	19.7	7.7	39.0

## 1.4 多様な休暇制度

**妻が出産した場合の夫の休暇：62.1%は有給休暇， 10.8%は無給休暇**

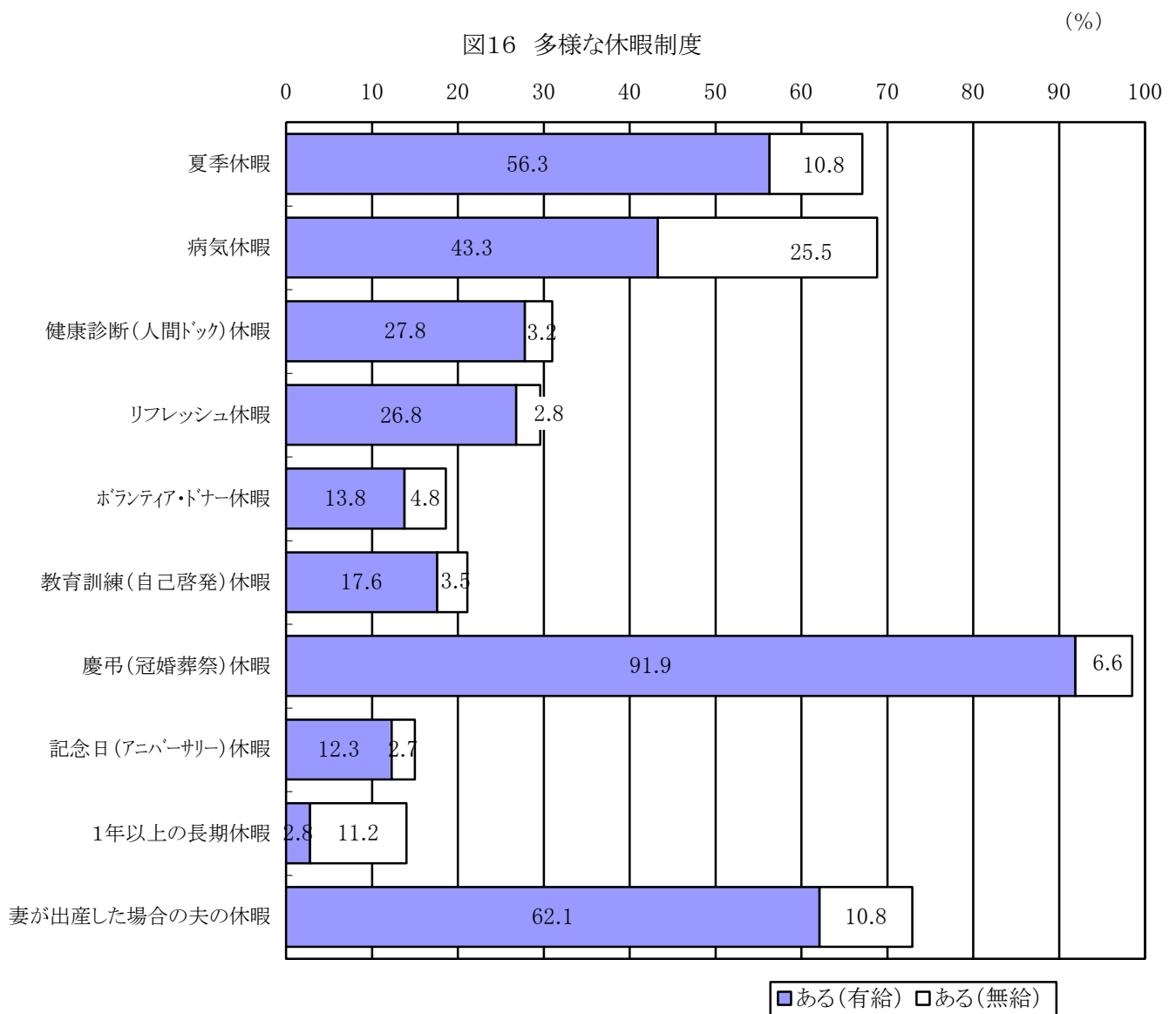
従業員の福利厚生としての多様な休暇制度について、本調査では有給無給別に調査した。

「リフレッシュ休暇」は、29.6%で導入している。

「夏季休暇」は、67.1%で導入しており、有給としている割合は56.3%となっている。

「病気休暇」は、68.8%で導入しており、有給としている割合は43.3%となっている。

一方、健康診断休暇のない事業所の割合は69.0%となっている。（図16）



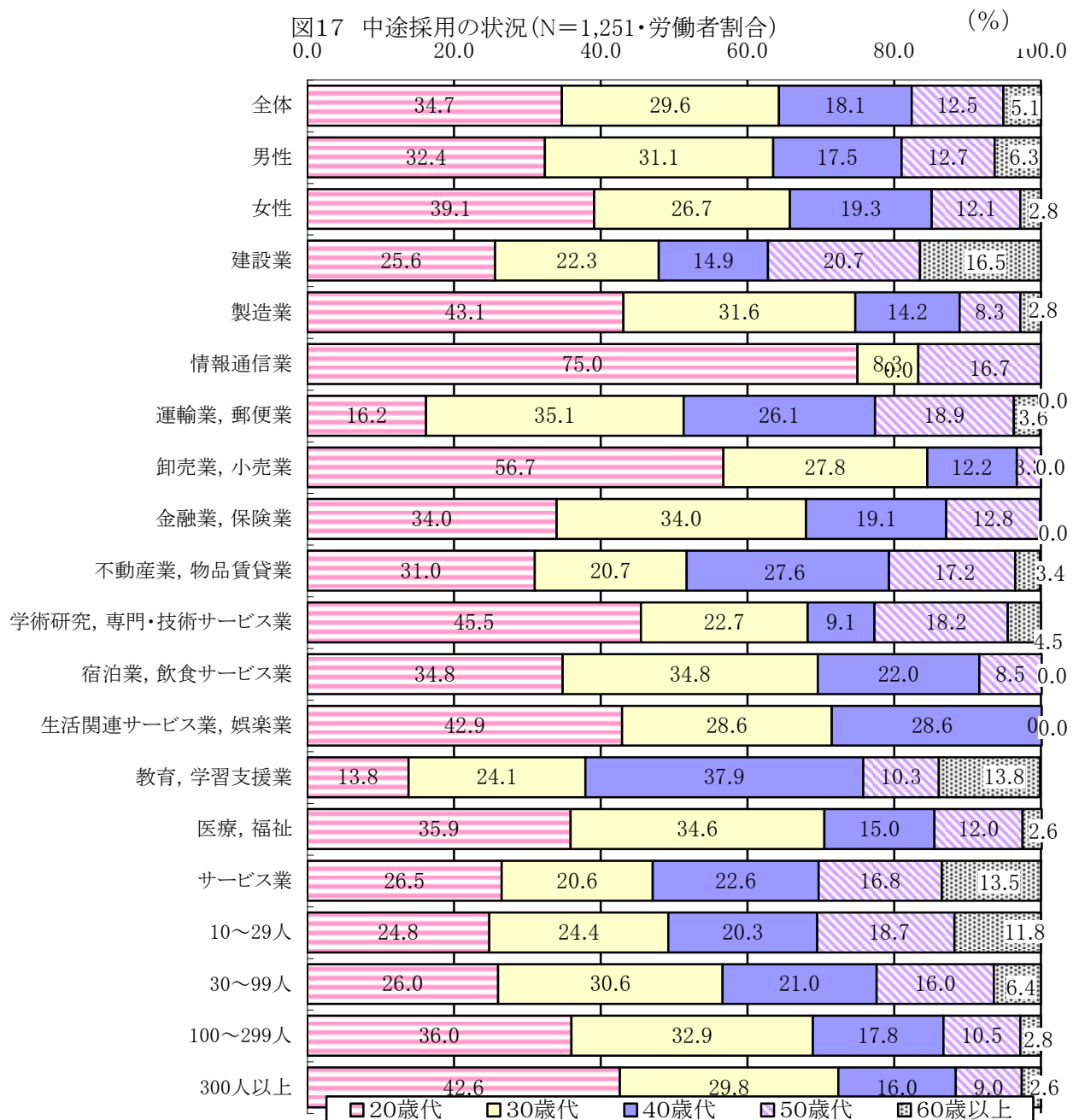
## 1.5 中途採用

### 40歳代以上の中途採用者は35.7%

平成28年度（1年間）に正社員として中途採用した従業員を年代別にみると、20歳代が34.7%、30歳代が29.6%、40歳代が18.1%、50歳代が12.5%、60歳以上が5.1%となっている。

中途採用を実施した事業所の割合は42.9%（前年49.8%）となっている。

1事業所あたりの中途採用人員では、「宿泊業、飲食サービス業」が14.1人、次いで「製造業」が7.2人と多い。「建設業」では、50歳代以上の採用割合が高いが、「生活関連サービス業、娯楽業」については、50歳代以上の採用者はない。（図17）





## 16 定年制度

### 定年制度がある事業所は94.3%

定年制度があるとした事業所は94.3%（前年95.1%）であった。  
 定年年齢では、60歳が72.8%、65歳未満が11.0%、66歳以上が16.3%となっている。  
 事業所別では、「運輸業、郵便業」で「65歳未満」の割合28.3%と高く、「生活関連サービス業、娯楽業」では、「66歳以上」の割合が26.7%と高くなっている。（表14）

表14 定年制度と定年年齢

		定年制度(N=601)									
		なし		あり		定年年齢					
						60歳		65歳未満		66歳以上	
		事業 所数	構成比 (%)	事業 所数	構成比 (%)	事業 所数	構成比 (%)	事業 所数	構成比 (%)	事業 所数	構成比 (%)
全 体		34	5.7	567	94.3	412	72.8	62	11.0	92	16.3
産 業 分 類	建設業	13	15.3	72	84.7	40	55.6	13	18.1	19	26.4
	製造業	1	1.5	64	98.5	50	78.1	5	7.8	9	14.1
	情報通信業	1	10.0	9	90.0	7	77.8	2	22.2	0	0.0
	運輸業、郵便業	4	8.0	46	92.0	27	58.7	13	28.3	6	13.0
	卸売業、小売業	3	2.4	120	97.6	105	87.5	5	4.2	10	8.3
	金融業、保険業	0	0.0	27	100.0	22	81.5	1	3.7	4	14.8
	不動産業、物品賃貸業	1	10.0	9	90.0	6	66.7	2	22.2	1	11.1
	学術研究、専門・技術サービス業	1	4.0	24	96.0	19	79.2	1	4.2	4	16.7
	宿泊業、飲食サービス業	3	11.1	24	88.9	19	79.2	2	8.3	3	12.5
	生活関連サービス業、娯楽業	1	6.3	15	93.8	10	66.7	1	6.7	4	26.7
	教育、学習支援業	2	9.5	19	90.5	10	52.6	4	21.1	5	26.3
	医療、福祉	1	1.0	95	99.0	65	69.1	11	11.7	18	19.1
	サービス業	3	6.5	43	93.5	32	74.4	2	4.7	9	20.9
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	24	13.9	149	86.1	89	60.1	25	19.6	30	20.3
	30～99人	7	5.9	111	94.1	83	74.8	8	7.2	20	18.0
	100～299人	1	0.9	113	99.1	81	71.7	15	13.3	17	15.0
	300人以上	2	1.0	194	99.0	159	82.0	10	5.2	25	12.9

## 1.7 高齢者雇用安定法への取組み

### 雇用促進制度のうち「再雇用」は74.3%

定年制度がある事業所のうち、定年年齢到達者に対する雇用促進制度がない事業所は3.3%(20事業所)となっており、それを除く96.7%(同98.6%)の事業所で、勤務延長は19.9%、再雇用は74.3%、再就職斡旋等は1.5%となっていて、何らかの高齢者に係る安定した雇用の確保の措置を講じている。(表15)

表15 定年後の雇用促進制度

		定年制度(N=601)				
		定年後の雇用促進制度(複数回答)				
		勤務延長 (事業所)	再雇用 (事業所)	再就職 斡旋 (事業所)	なし	
事業所数 (事業所)	構成比 (%)					
全 体		122	456	9	20	3.3
産 業 分 類	建設業	26	55	2	3	3.5
	製造業	16	45	0	5	7.6
	情報通信業	2	7	0	0	0.0
	運輸業, 郵便業	18	32	2	1	1.9
	卸売業, 小売業	15	104	1	3	2.4
	金融業, 保険業	2	26	2	0	0.0
	不動産業, 物品賃貸業	4	6	0	0	0.0
	学術研究, 専門・技術サービス業	4	20	0	0	0.0
	宿泊業, 飲食サービス業	3	20	0	1	4.2
	生活関連サービス業, 娯楽業	2	13	2	0	0.0
	教育, 学習支援業	5	15	0	1	4.8
医療, 福祉	19	78	0	5	4.9	
サービス業	6	35	0	1	2.2	
その他	0	0	0	0	0.0	
規 模 分 類	10~29人	50	96	2	12	7.3
	30~99人	25	89	0	4	3.4
	100~299人	22	99	0	3	2.4
	300人以上	25	172	7	1	0.5

## 18 退職者の状況

### 退職理由 男性、女性ともに「転職」

平成28年度（1年間）に退職した労働者の退職理由を調査した。

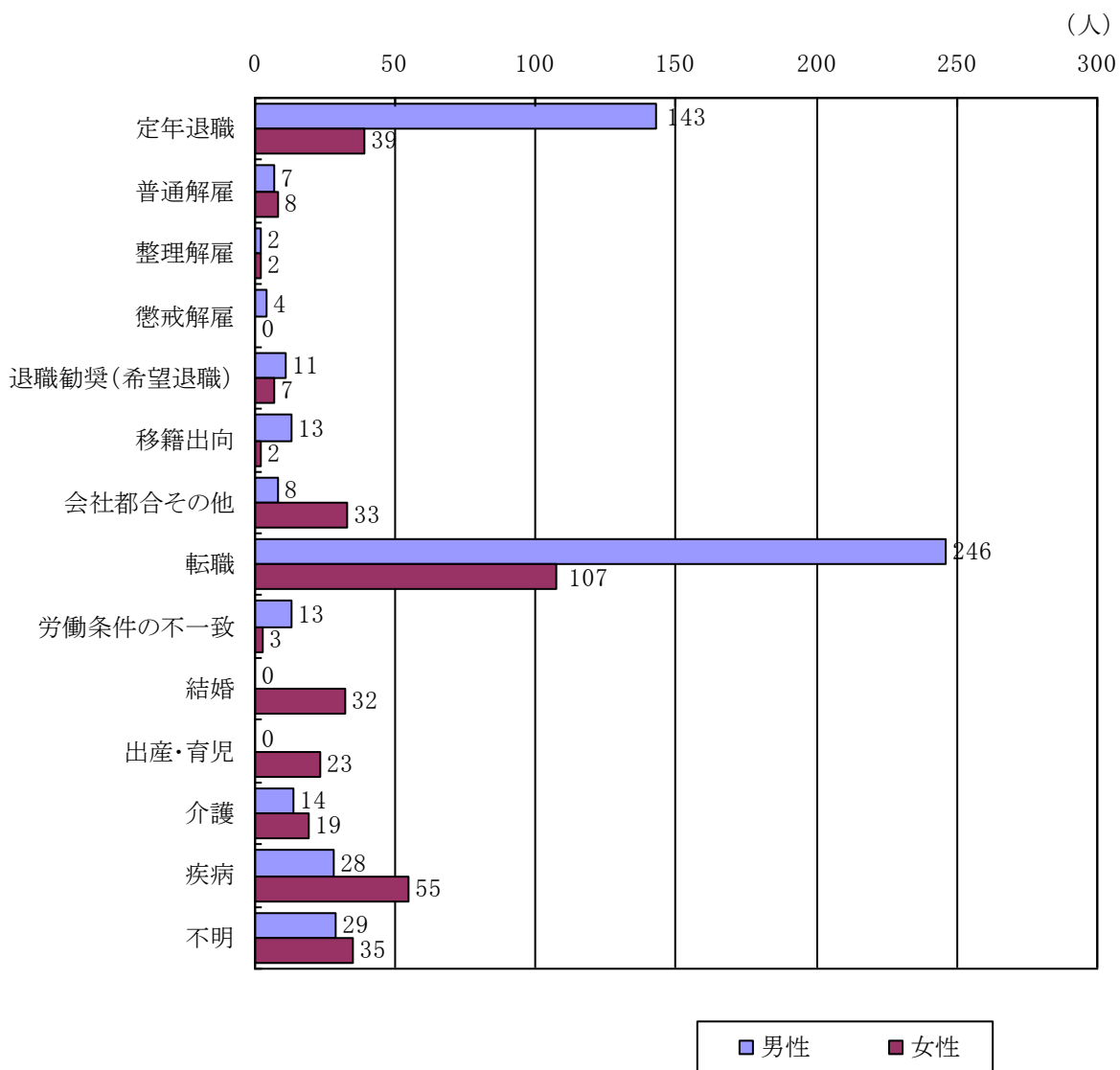
退職理由については、退職届に「一身上の都合」と記載する例が多く、実態を把握しにくいですが、事業所が理由を把握できる場合はその理由で計上するようにしている。分析に当たっては、「一身上の都合」は計数から除外する。

男性労働者の退職理由としては、「転職」が最も多く、次いで「定年」となっている。

女性労働者の退職理由でも、「転職」が最も多く、以下「疾病」、「定年」の順になっている。

(図18)

図18 平成28年度の理由別退職者数(N=1,896)



## 19 外国人労働者及び外国人研修生

### 外国人を受け入れている事業所は 6.5%

外国人労働者等を受け入れている事業所は 6.5%（前年 6.6%）となっている。

産業別に見ると、「宿泊業，飲食サービス業」が 22.2%（同 8.8%），次いで「情報通信業」が 20.0%（同 14.3%）で割合が高い。

「外国人労働者」及び「外国人研修生」の受け入れについては、「宿泊業，飲食サービス業」の占める割合が高い。（表 16）

表 16 外国人労働者及び外国人研修生（N=600・事業所割合）

		外国人労働者及び研修生の有無							
		いない (%)	いる (%)	外国人労働者（事業所，人）			外国人研修生（事業所，人）		
				事業所数	人数	事業所平均	事業所数	人数	事業所平均
全 体		93.5	6.5	29	265	9.1	11	62	5.6
産 業 分 類	建設業	91.8	8.2	1	5	5.0	6	23	3.8
	製造業	85.9	14.1	6	11	1.8	3	18	6.0
	情報通信業	80.0	20.0	2	2	1.0	0	0	0.0
	運輸業，郵便業	98.0	2.0	1	4	4.0	0	0	0.0
	卸売業，小売業	97.6	2.4	2	3	1.5	1	1	1.0
	金融業，保険業	96.3	3.7	1	5	5.0	0	0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	96.0	4.0	1	3	3.0	0	0	0.0
	宿泊業，飲食サービス業	77.8	22.2	6	218	36.3	1	20	20.0
	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	教育，学習支援業	81.0	19.0	4	9	2.3	0	0	0.0
	医療，福祉	95.8	4.2	4	4	1.0	0	0	0.0
サービス業	97.8	2.2	1	1	1.0	0	0	0.0	
その他	0.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	95.9	4.1	4	8	2.0	3	7	2.3
	30～99人	89.1	10.9	9	65	7.2	4	25	6.3
	100～299人	92.9	7.1	7	19	2.7	1	6	6.0
	300人以上	94.4	5.6	9	173	19.2	3	24	8.0

## 20 障害者の雇用

### 障害者を雇用している事業所は 23.0%

障害者を雇用している事業所は全体の 23.0%（前年 26.8%）となっている。

産業別では、「製造業」が 34.4%（同 44.9%）と最も割合が高く、次いで「宿泊業，飲食サービス業」が，33.3%（同 15.2%）となっている。

規模別では，「56～99 人」の事業所が 38.1%と最も高い。（表 17，図 19）

表 17 障害者の雇用状況（N=600）

		障害者の雇用状況(事業所, %)			
		雇用していない		雇用している	
		事業所数	構成比	事業所数	構成比
全 体		462	77.0	138	23.0
産 業 分 類	建設業	73	85.9	12	14.1
	製造業	42	65.6	22	34.4
	情報通信業	10	100.0	0	0.0
	運輸業，郵便業	41	82	9	18.0
	卸売業，小売業	95	77.2	28	22.8
	金融業，保険業	21	77.8	6	22.2
	不動産業，物品賃貸業	8	88.9	1	11.1
	学術研究，専門・技術サービス業	20	80.0	5	20.0
	宿泊業，飲食サービス業	18	66.7	9	33.3
	生活関連サービス業，娯楽業	14	87.5	2	12.5
	教育，学習支援業	18	85.7	3	14.3
	医療，福祉	70	72.2	27	27.8
サービス業	32	69.6	14	30.4	
そ の 他	0	0.0	0	0.0	
規 模 分 類	10～29 人	159	93.0	12	7.0
	30～55 人	62	80.5	15	19.5
	56～99 人	26	61.9	16	38.1
	100～299 人	83	72.8	31	27.2
	300 人以上	132	67.3	64	32.7

図19 障害者を雇用している事業所の推移

